

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター

# 「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、学校、幼稚園及び保育所（以下「学校」という。）の管理下で、児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担による共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度ですから、次のような特色を持っています。

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO157 などの食中毒及び熱中症、またいわゆる突然死も給付の対象となります。
- 全国の学校で児童生徒等総数の約97%に当たる1,767 万人（平成19 年度）が加入しています。

### 給付の対象となる管理下と災害の範囲

学校の管理下【各教科や学校行事などの授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中などのほか、通学中を含む。】における、児童生徒等の負傷【骨折、打撲、やけどなど】、疾病【異物の嚥下、漆等による皮膚炎など】に対する医療費、障害又は死亡が給付の対象となります。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000 円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額」の1/10 を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1 級から第14 級に区分される	障害見舞金 3,770 万円～82 万円〔通学(園)中の災害の場合1,885 万円～41 万円〕
死亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800 万円〔通学(園)中の場合1,400 万円〕
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400 万円〔通学(園)中の場合も同額〕
	学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800 万円

（注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。）

※1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険（健康保険、国民健康保険など）の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準として算定されます（いわゆる自由診療を受けた場合は、かかった費用を医療保険診療の場合の算定方法で算出し直すこととなります）。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。

※2 上表の「療養に要する費用の額が5,000 円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10 割分）が5,000 円以上のものをいいます。（医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3 割分となります。）

※3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10 年間行われます。

※4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2 年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。

※5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。

※6 他の法令の規定による給付等（例えば障害者自立支援法の自立支援医療）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行わない場合があります。

※7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

※8 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。

※9 高等学校及び高等専門学校の生徒が、自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

## 加入手続と共済掛金額

学校では、入学の際、保護者の同意を得た上で、共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

★本校では、入学時に同意書を提出していただき、原則として全員加入しています。なお、掛け金は学級費から徴収しています。

共済掛金の額 (平成21年度 児童生徒等一人当たり年額)

高等学校	全日制	1,840 (920) 円
	定時制	980 (490)
	通信制	280 (140)
高等専門学校		1,880 (940)

※1 ( )内は、沖縄県における共済掛金額です。

※2 共済掛金のうち、6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※3 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合は、上表の額に生徒一人当たり25円(高等学校通信制は2円)を加えた額が共済掛金の額となります(免責の特約に係る共済掛金分は全額設置者負担)。

## 給付を受ける手続

お子様が「学校の管理下」で災害に遭い、病院等へかかったときは、必要書類を保健室まで取りに来て下さい。

### ①「災害報告書」

本人または保護者が、記入例を参考にして、「申請用災害報告書」に必要事項を記入してください。

それを元にして、学校で確認して作成します。

あらかじめ給付される場合の南都銀行の口座も記入いただいています。

### ②「医療等の状況」……治療を受けた病院等で記入していただきます (用紙を持参してその場ですぐに書いていただ

くわけにはいかない場合もありますので、記入を受けるときは、医師等の都合を確かめてからお願いするようにしてください。)

### ③ ①と②の用紙をそろえて、学校へ提出してください。

その他の書類 (**調剤明細書、治療用装具明細書、高額療養状況の届け など**) が必要な場合もありますので確認して学校の指示を受けてください。

\*県教育委員会は、①と②の用紙等を独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所へ提出します。

独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所において、審査の上、給付金額を決定し、設置者等を通じて保護者の皆様へお支払いします。

\*給付が決定したら、お子様を通じて書面でお知らせいたします。なお、銀行振り込み(南都銀行)の振り込み手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

このように、請求手続は、学校が行いますから、お子様が、「学校の管理下」で災害に遭った場合は、学校の指示を受けて必要な書類をそろえたり、治療の経過を報告するなど、学校との連携を密にしてください。

(保護者の皆様へ) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められていますが、この「お知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

▼お問い合わせは………下記独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所へ  
大阪支所(大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル7階 Tel.06-6456-3601

ホームページアドレス <http://www.naash.go.jp>